



2020年3月18日

各 位

会 社 名 G - F A C T O R Y 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 片 平 雅 之
(コード： 3474 東証マザーズ)
問 合 せ 先 専 務 取 締 役 管 理 本 部 長 田 口 由 香 子
(TEL. 03-5325-6868)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2020年2月27日開催の取締役会において、2020年3月26日開催予定の当社第17回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 今後の事業展開の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。
- (2) 当社は、2020年1月16日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、2020年3月26日開催予定の当社第17回定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (3) 取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことを目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、現行定款第30条を定款案第30条のとおり変更するものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (4) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定） 2020年3月26日（木）

定款変更の効力発生日（予定） 2020年3月26日（木）

以上

別紙 定款変更案

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条 (条文省略) (目的)	第1条 (現行どおり) (目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(33) (条文省略) (新設) (新設) (34) 前各号に付帯する一切の業務	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(33) (現行どおり) <u>(34) 売電事業</u> <u>(35) デジタルコンテンツの企画、制作及び販売</u> (36) 前各号に付帯する一切の業務
第3条 (条文省略)	第3条 (現行どおり)
(機関)	(機関)
第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人	第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) 会計監査人
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株式	第2章 株式
第6条 (条文省略) (自己の株式の取得)	第6条 (現行どおり) (削除)
第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、 <u>取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u>	第7条～第10条 (現行どおり)
第8条～第11条 (条文省略)	第11条～第17条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第12条～第18条 (条文省略)	第11条～第17条 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数)	第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数)
第19条 当社の取締役は10名以内とする。 (新設)	第18条 当社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は、 <u>6名以内とする。</u> <u>2 当社の監査等委員である取締役は、8名以内とする。</u>
(取締役の選任)	(取締役の選任)
第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2 当社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。 3 当社の取締役の選任については累積投票によらないものとする。	第19条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u> 2 当社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。 3 当社の取締役の選任については累積投票によらないものとする。
(代表取締役および役付取締役)	(代表取締役および役付取締役)
第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2 取締役会は、その決議によって、代表取締役社長1名を選定し、また、必要に応じ、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。	第21条 取締役会は、その決議によって <u>取締役(監査等委員である取締役を除く)の中から代表取締役を選定する。</u> 2 取締役会は、その決議によって、 <u>取締役(監査等委員である取締役を除く)の中から代表取締役社長1名を選定し、また、必要に応じ、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</u>
第23条 (条文省略)	第22条 (現行どおり)

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第24条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第24条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。</p>
<p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、代表取締役社長1名を選定し、また、必要に応じ、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く)の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く)の中から代表取締役社長1名を選定し、また、必要に応じ、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第22条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第24条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第28条 (条文省略)</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第24条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第28条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与其他業務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(社外取締役の責任免除) 第30条 当社は、会社法第427条の規定により、社外取締役との間に、同法第423条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、あらかじめ定めた金額または法令が規定する金額のいずれか高い額とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>第5章 監査役および監査役会</u> (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第41条～第42条(条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等) 第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第44条(条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第45条～第49条(条文省略)</p>	<p>(取締役の報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与其他の業務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第30条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、あらかじめ定めた金額または法令が規定する金額のいずれか高い額とする。</p> <p style="text-align: center;">(削除) 第5章 監査等委員会 <u>(常勤の監査等委員)</u> 第31条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。 <u>(監査等委員会の招集)</u> 第32条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。 2 監査等委員会は、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。 <u>(監査等委員会の決議方法)</u> 第33条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 <u>(監査等委員会議事録)</u> 第34条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。 <u>(監査等委員会規則)</u> 第35条 監査等委員会の運営について法令または本定款に別段の定めのない事項は、監査等委員会の決議によって定める監査等委員会規則による。</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第36条～第37条(現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等) 第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第39条(現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第40条～第44条(現行どおり)</p>